

平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の記入要領

所轄税務署長等 甲府 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人山梨大学	(フリガナ) あなた(山梨)の氏名 山梨 太郎	あなたの生年月日 明・大 37年3月20日	扶 養 支 払 者 申 告 書 の 記 入 要 領 〇この申告書の提出は、あなたの給与について、源泉控除等申告書の提出に当たっては、裏面の「申告書」に記載してください。
市区町村長	給与の支払者の法人(個人)番号 9 0 9 0 0 0 5 0 0 1 6 7 0	あなたの個人番号 個人番号の記入不要	世帯主の氏名 山梨 太郎	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所) 甲府市武田四丁目4-37	あなたの住所又は居所 1 郵便番号 400-8510 山梨県中央市下河東1110	あなたとの続柄 本人	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与から控除を受ける	区分等 2	(フリガナ)氏名 ヤマナシ マサミ	個人番号 あなたとの続柄 山梨 正美	生年月日 40.11.7	所得の見積額 250,000円	住所又は居所 山梨県中央市下河東1110	異動月日及び事由	
	3 源泉控除対象配偶者(注1)	1	ヤマナシ サブロー 山梨 三郎	個人番号の記入不要 長男	9.2.4	0円	同上	
		2	ヤマナシ ハナ 山梨 はな	個人番号の記入不要 長女	14.3.30	0円	同上	
		3	ヤマナシ マモル 山梨 守	個人番号の記入不要 父	11.5.8	300,000円	同上	
4			個人番号の記入不要				左の寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生にチェックを付けた場合、記載が必要となります	
7 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	障害者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	左記の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載にあたっての注意」の(8)をお読みください。)		異動月日及び事由	
	山梨 守			0人	山梨 守 身体障害者3級 身体障害者手帳 平成21年4月10日交付			
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者		異動月日及び事由	
					氏名 あなたとの続柄 住所又は居所			

〇住民税に関する事項

8 16歳未満の扶養親族(平16.1.2以後生)	(フリガナ)氏名 ヤマナシ マサル	個人番号 あなたとの続柄 山梨 勝	生年月日 16.10.15	住所又は居所 山梨県中央市下河東1110	所得の見積額 0円	異動月日及び事由
		個人番号の記入不要				
		個人番号の記入不要				

〇「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の第2項及び第3項並びに第317条の3の第2項及び第3項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

- 住所
平成31年1月1日現在で住民票のある住所を記入してください。
- 源泉控除対象配偶者
あなた(平成31年中の所得の見積額が900万円(給与収入の場合1,120万円以下)の人)に限り、生計を一にする配偶者(夫または妻)で平成31年中の所得の見積額が85万円以下(給与収入の場合150万円以下)の人が源泉控除対象配偶者に該当しますので記載してください。こちらに記載している方は、別添の配偶者控除等申告書にも記載が必要となります。あなたの所得が1000万円(給与収入の場合1,220万円)を超える場合、記載することができません。
- 控除対象扶養親族
あなたと生計を一にする扶養親族で、合計所得金額が38万円(給与収入の場合103万円)以下の方をそれぞれの欄に記入してください。扶養親族が国外居住である場合、親族関係書類(国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの)と送金関係書類(居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの)が必要となります。
- 特定扶養親族
19歳以上23歳未満の扶養親族は、「特定扶養親族」欄にチェックをしてください。
- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族
70歳以上の扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者と同居している扶養親族は、「同居老親等」をチェックしてください。同居していない場合、「その他」をチェックしてください。
- 所得の見積額
収入額等から必要経費等を差し引いた所得金額を記入してください。給与収入のみで103万円以下の場合、65万円の所得控除額が認められていますので、所得=給与収入-65万円 となります。

給与の場合は

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額(C)
11,200,000円	9,000,000円
1,500,000円	850,000円
1,030,000円	380,000円

公的年金等収入の場合は

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額
年齢65歳未満の人	1,633,334円	850,000円
	1,080,000円	380,000円
年齢65歳以上の人	2,050,000円	850,000円
	1,580,000円	380,000円

やむをえず収入額等をそのまま記入する場合は、括弧書きで(給与収入)、あるいは(年金収入)等と注記してください。遺族年金、障害者年金、育児休業手当金、傷病手当金は、いずれも非課税所得であり、所得に含まれません。

- 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生
同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合は、該当する欄に○をつけ、()内に該当する扶養親族の人数を記入してください。また、その内容について「左記の内容」欄に記載してください。16歳未満の扶養親族で障害者等に該当する者がいる場合も、この欄の記入は必要です。記入にあたっては、記入要領裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。「寡婦」「特別の寡婦」等の方で左記の内容欄の記入もれが多く見受けられますので該当する場合には記載をお願いいたします。
- 住民税に関する事項
平成31年12月31日現在で16歳未満の扶養親族については、この欄に記入してください。

※システムから印刷しているため現在の登録情報が印字されています。確認の上、修正・加筆をお願いいたします。

〇この申告書の提出は、あなたの給与について、源泉控除等申告書の提出に当たっては、裏面の「申告書」に記載してください。〇この申告書の提出は、あなたの給与について、源泉控除等申告書の提出に当たっては、裏面の「申告書」に記載してください。〇この申告書の提出は、あなたの給与について、源泉控除等申告書の提出に当たっては、裏面の「申告書」に記載してください。